

2022年9月2日

中野区長 酒井直人 殿

「2023年度 中野区予算に対する要望書」

中野区生活クラブ運動グループ地域協議会
北東京生活クラブ生活協同組合・まちなかの
ACT中野たすけあいワーカーズNext
（企）ワーカーズコレクティブ轍ケイアッシュ
上高田すみれ会
環境まちづくりNPOエコメッセ中野店
中野・生活者ネットワーク
社会福祉法人悠遊

私たち「中野区生活クラブ運動グループ地域協議会」は「地域のことは地域で決める」をモットーに、地域に暮らす人々のニーズを把握し、合意形成を図りながら住みよいまちをつくる活動を自らすすめて、市民自治によるまちづくりを目指しています。

活動の一環として毎年、地域協議会に寄せられた提案、各団体からの提案を、中野区への要望としてまとめ提出しています。

日々の暮らしのなかから生じる切実な声を受け止めていただき、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

連絡先 中野区生活クラブ運動グループ地域協議会
mail : nakanochiikikyougikai@gmail.com

I 人権と福祉

●子育て・子育て

1. 学校給食

- 1-1 地産地消を目指すべく東京近郊の農産物や加工品を使用する。【継続】
- 1-2 輸入小麦の残留農薬による健康被害を防ぐために国産小麦のパン、および子どもの免疫力を高めるために有機無農薬食材の使用を進める。【更新】
- 1-3 1-2の有機無農薬給食の推進、新たに開発されているゲノム編集食品など安全性が確認されていない食材を使用しないために、選定基準の見直しをする。【新規】
*国は、学校給食における地場産物等の使用促進、有機農産物を使った学校給食を提供する取組への支援を推進している。

2. 居場所・遊び場

- 2-1 区民（子どもから大人まで）参加で公園毎の利用ルールを見直し、禁止事項を少なくして子どもたちがのびのび遊べる公園にする。区民参加での見直し作業を通して公園に愛着を持ち、大切にすることを育てる。【継続】
- 2-2 区長の施政方針説明にもあるプレーパークの常設化を実現する。【更新】
- 2-3 乳幼児期の成長に不可欠な外遊びを、保育サービスを受けていない保護者も一緒に経験できるように、講習を受けた区民サポーターが公園での出張保育を行う。【更新】
- 2-4 遊具の更新に当たっては、障がいがあっても遊べるインクルーシブ遊具を設置する。また、夏でも熱くならない遊具の導入を進める。【更新】
- 2-5 子ども施設整備の考え方に示されている中高生世代向け施設は、学習スペースも備えた飲食のできる施設として整備する。また、施設整備が完了するまでは、既存の区有施設や民間の施設で中高生世代の居場所や学習スペースを確保する。【継続】

3. 「子どもの権利に関する条例」に謳われている子どもの権利について、子どもたち自身が実感でき、実行できるように、子どもの権利について学ぶ機会をつくる。【新規】

4. SOSの出し方教育を行い、虐待、貧困など、子どもたちが抱えている問題に対し早くから「助けて」と言えるようにし、早期発見、支援につなげる。【新規】

5. 小学校へのゲノム編集トマト苗の無償配布は、受け取らない。【新規】

6. 全ての子どもが色の識別がしやすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮した色覚チョークを学校に導入するよう、区立小学校、中学校の校長会に情報提供をする。【継続】
7. より適切な指導が受けられるよう、桃花小「きこえとことばの教室」に、定期的なS T（小児言語聴覚士）の指導日を設置する。（新規）
8. 中野区には児童精神科医のいる医療機関がない。児童発達支援センターで、児童精神科医の巡回相談、診療を行う。【継続】
9. 支援を要する子どもの保育園の受け入れについては、保育時間が8時半から17時となっており、基本保育時間の7時15分から18時15分より短い。保護者の働く時間を保障するためにも、基本保育時間での受け入れを行う。【継続】

●介護

1. コロナ禍で高齢者のフレイルのリスクが高まっている。区が推進している予防のための様々な施策が必要な人に届くようにする。【更新】
2. アウトリーチで自宅にこもる高齢者を発見し、必要なサービスにつなげる。【継続】

3. ケアラー支援

- 3-1 ケアラー支援マップを作成し、相談支援機関、ケアラズカフェ、家族会等を通して配布する。【新規】
- 3-2 ケアラーが自分のための時間をつくるためのケアラーへの生活支援サービス(例：杉並区で実施しているケアラーのための家事支援)、リフレッシュできるレスパイトケアなど、ケアラー自身を直接支援するサービス提供とそれらの情報提供をする。【継続】
- 3-3 ケアプランの策定・更新時に、ケアラーアセスメント（ヤングケアラーも含め）を行い、ケアラー支援の視点が入るようにする。【新規】
- 3-4 障がい児者の個別支援計画策定・更新時に、ケアラーアセスメントを行い、ケアラー支援の視点が入るようにする。【新規】
- 3-5 地域包括支援センター職員、ケアマネージャーへのケアラー支援研修を実施する。【継続】
- 3-6 ケアラー支援を総合的に行うための条例を制定する。【新規】

4. ヤングケアラー支援

- 4-1 まず学校や介護、福祉の現場で、ヤングケアラーだと思われる子どもを把握し、支援につなげるため、学校、介護、医療、福祉関係者に、ヤングケアラーの研修を実施する。
【継続】
- 4-2 ヤングケアラーを発見、把握した場合に、相談、支援につなげられるよう、ヤングケアラー支援の窓口を明確にし、関係者、関係団体に周知する。【継続】
- 4-3 ヤングケアラー、若者ケアラーが孤立しないよう、ヤングケアラー同士をつなぎ、ピアサポートの場をつくる。【新規】
- 4-4 夜間等にも対応できるLINE相談を開設する。【新規】
- 4-5 相談支援機関に元ヤングケアラーを配置する。【新規】
- 4-6 立ち上げ予定の「ヤングケアラー支援地域連携協議会」には、ケアラー、元ヤングケアラーなどをジェンダーバランスに留意しながらメンバーに配置し、当事者の声が反映されるものにする。【新規】

5. 認知症

- 5-1 認知症サポーター養成講座を教育委員会と連携し、児童、生徒などに学年をきめて(例えば小学4年生、中学2年生)授業などで実施する。【継続】
- 5-2 ソーシャルファームの制度なども活用して、地域に働く場をつくる。【新規】
- 5-3 若年性認知症の本人が主体的に参加できる居場所を整備する。【継続】
- 5-4 若年性認知症でおむつを使用している方に、高齢者と同様おむつを支給する。(介護保険の被保険者でありながら、特別給付事業のおむつ支給の対象者は65歳以上となっているため、65歳未満の若年性認知症は支給の対象になっていないが、経済的な負担は大きい)
【継続】

●地域の支えあい・交流

- 1. フードパントリー、子ども食堂などの区民の活動を支援するため、各団体宛に届く食品や食料を保管、配布もできる場所の提供を行う。【更新】
- 2. 民生児童委員、子ども食堂や無料塾が、支援を必要とする子どもとつながることができるように、区と連携できる体制をつくる。【継続】
- 3. 区長の施政方針説明にある、「高齢者会館における多世代交流や施設のシェア利用」を早期に実現する。【新規】

4. 「お出かけ安心キーホルダー」の活用を区の事業として行う。【新規】

●ジェンダー平等

1. 新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）の2024年4月の施行に向け、体制を整える。
 - 1-1 「中野区男女平等専門委員会」の周知、強化、女性相談員の研修の充実をはかる。【新規】
 - 1-2 性暴力被害にも対応できる専門相談員を配置し、同行支援まで行う体制を整える。【新規】
 - 1-3 民間支援団体との協働を強化する。【新規】
2. 区長の施政方針説明にある「経済的に困窮している別居中や離婚前の家庭への経済的支援」を早期に実現する。【新規】
3. 設置が検討されている「ひとり親コンシェルジュ」を早期に実現し、ひとり親への相談、支援を拡充する。【新規】
4. 居場所のない若年女性が安心できる居場所、セーフティネットをつくる。【新規】
5. 附属機関等における女性の参画については、委員の比率の向上だけでなく、会長、副会長などリーダー職への女性の参画も推進する。【継続】
6. DV被害者が一人で相談窓口や裁判所に行く負担や危険を減らすため、東京都の連携同行支援事業を積極的に活用する。【継続】
7. 中学校以上の教育機関で、デートDV予防のための予防教育を実施する。【継続】
8. セクハラ、DV、性暴力など「女性への暴力に関する相談カード」を全公共施設のトイレや中学校など教育機関にも配置して周知する。【更新】

II 環境とまちづくり

地球温暖化による影響は激化する気候危機、長引く新型コロナウイルス感染症の蔓延という形で表れている。その原因は、都市的環境の高密度化（面積、高度及び地下深度の利用拡大）、都市人口の増加、環境負荷の高いライフスタイル、および相対的に自然環境を喪失したことによる。

温暖化・気候変動の影響を抑制し、地球規模の環境を修復するためには、都市の責任は大きく中野区も例外ではない。「環境」と「まちづくり」の縦割り行政を克服して一体のものにとらえる必要がある。

●環境

1. 石けんの利用について

1-1 庁内にとどまらず区有施設でも石けん利用を徹底するよう委託契約の仕様書に明記するとともにグリーン購入のリストに記載する。【継続】

1-2 環境啓発事業として、環境負荷が少なく感染症予防に優れた石けんの手洗いを区民にアピールする。【継続】

1-3 水とみどりの豊かな環境を保全するための石けん講座を、児童、生徒などに学年をきめて授業などで実施する。【新規】

*石けんとは動植物の油脂とアルカリを原料とするものをいう。

2. 温暖化・気候危機

地球規模の温暖化・気候危機への対応には、カーボン・ニュートラルを推進する中野区の「ゼロカーボンシティ宣言」は二酸化炭素削減に有効である。しかし、区民の環境保全活動を促すには十分ではない。

2-1 人びとが地球環境の危機的状況を正確に理解し行動するために、より強い発信力をもつ「気候非常事態宣言」をする。【継続】

2-2 温暖化・気候危機対策として、区有施設での再生可能エネルギーへの転換とともに、太陽光パネルの設置によりエネルギーの地産地消を進める。【更新】

2-3 区民の総合的な環境活動（消費生活・ゼロカーボン・ごみ減量・みずとみどりのまちづくりなど）を促すためには、区による啓発活動だけでは十分ではない。区民が主体的に環境修復、改善のために活動・交流できる場と機会を整備する。【更新】

2-4 東京都が進めている太陽光パネルの一戸建て住宅を含む新築建築物への設置義務に関連して、既存住宅においても設置を促す方を推進する。【新規】

3. 神田川上流域の雨水（あまみず）社会の構築

人工被覆が進んだ中野区では雨水浸透・循環機能を失っており、気象の激化による集中豪雨などの大量の雨水を下水道と河川だけで余裕をもって引き受けることはできない。中野区において都市型水害リスクを低減するために神田川上流域の雨水社会の構築を進める。

3-1 雨水浸透、貯留、循環を促進するために不可欠な区民一人ひとりの理解と行動を促す啓発活動をする。（例えば、公園の雨水浸透ます設置場所にパネルを使ってその効用を説明するなど）【継続】

3-2 雨水浸透ます、雨水貯留タンクの助成制度を、現状の敷地面積 300 m²以上の大規模建築物の新築時に限らず、小規模住宅にも助成の枠を広げ、区内全域がミニダム機能を備えるようにする。【継続】

3-3 西武新宿線地下化により生じる地上部を緑道とする。例えば、区民農園やレインガーデンとし、雨水、コンポストを利用した自然循環の見える化をはかる。【新規】

*レインガーデン=雨水浸透緑地帯

4. 3R推進

環境保全活動の基本として、すべての人が3Rを絶えず意識した行動が求められている。ただし、求められる行動は時代とともに変化しているので、新しい情報提供が必要である。

4-1 人びとの気軽なポイ捨てにより「野ざらし」にされたレジ袋、ペットボトルなどがマイクロプラスチックとなって海洋生態系を脅かしている。「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」に則り、「プラスチック容器のポイ捨て禁止」を周知・啓発する。【継続】

4-2 維持管理コスト・利便性から使用している人工芝、合成繊維マットは、マイクロプラスチックの発生に対する社会的責任・環境的負荷、子どもたちへの環境教育の観点などを考慮して使用を中止する【継続】

4-3 2年後のプラスチック資源循環法の運用に向けて混乱が生じないように、区民への事前の周知を徹底する。【新規】

4-4 環境活動の多くが環境負荷の低減であるのに対して、生ごみの減量とたい肥化は環境改善に有効なので、有機物（生ごみ）循環の重要性を可視化して区民の理解を促す。【更新】

4-4-1 区役所正面入り口付近の土の上にコンポスターを展示する。【継続】

4-4-2 幼稚園、学校等教育施設において、たい肥作りとたい肥を用いたガーデニングや野菜作りを行うことで、子どもたちが有機物の循環を学べるようにする。【更新】

4-4-3 学校で使う学習用栽培キットの鉢はプラスチック製ではなく、分解可能な素材（紙など）にする。培養土は使用後には再利用を図る。例えば、4-4-4で提案している公園の落ち葉溜めに投入することで循環できる。【新規】

4-4-4 近隣区民と一緒に公園には落ち葉だめを作り、有機物の循環の可視化とともに腐葉土の利用を図る。【継続】

5. たばこの吸い殻のポイ捨てが後を絶たないので、路上喫煙が全区域で禁止されていることをより一層周知する。【更新】

6. 「香害」については、中野区環境審議会や区民・事業者意識調査などでも取り上げられるようになっており、健康被害を感じている人は区内でも増えていると思われる。8月には国会議員も入った「香害をなくす議員の会」が発足し、本質的な解決に向けた動きがでてきている。

より多くの人に周知を広げるために、日本消費者連盟が提供している「香害をなくそう」ポスター、5省庁（消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省）で作成した啓発ポスターなどをHPに掲載、掲示板、区有施設などで掲示する。【更新】

7. 羽田新飛行ルートの実用から2年以上経過した。区には区民からのさまざまな意見や苦情が寄せられている。こうした区民からの声をホームページで公開し、あわせて区の対応についても公表する。【新規】

●まちづくり

1. コロナ禍発生以降、三密回避などの感染防止目的の行為は人びとの日常生活と社会生活を阻害し息苦しいものになっている。居心地のよい安全な交流の場所づくりに区が所有する未利用地の利用、空き家、空き家や空地の適正管理を促進し、地域の交流、ポケットパーク、農園（町会規模、または近隣小学校で利用する）など緑化、防災の拠点として利活用することを検討する。【更新】

2. ひとにやさしい、住みやすい、歩いて楽しいまちづくりのアイデアとして、商店街や生活道路にベンチ（腰掛）を設置する「まちなかベンチプロジェクト」をスタートさせる。ベンチの設置方法は様々な手法があるので市民参加で検討する。【継続】

3. 区民とまちづくり担当者が継続的に学習や、情報と意見の交換を行い、まちづくりに初期の段階から参加できる仕組みと拠点をつくる。【更新】

4. 計画公園を事業化する際には、立案から区民参加の建設委員会を立ち上げ、特色のある公園を作る。【継続】
5. 公園のトイレのユニバーサル化を進める。【更新】
6. 防災訓練は、避難所ごとに女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・性的マイノリティ・ペット同行などの多様な視点で、また、様々な気象状況、今回のコロナ禍のような感染症発生時への対策を加える。【継続】
7. 市民活動を支援するために、夜間や土日の区民活動センターでの印刷ができるようにする。また、中野区の区有施設の予約システムを、ネット予約できるようにする。【継続】

Ⅲ その他

●区政運営

1. 区が主催する審議会や協議会などの会議では、プロジェクターで傍聴者にも資料が見られるようにする。【継続】

以上